

○ 水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け 2 農振第 3534 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 2 事業の内容 1・2 (略) 3 特別型 (1) (略) (2) 渇水・高温対策 渇水・高温対策は、<u>渇水・高温対策計画を策定して実施する農業用水の確保・供給に係る取組に対する支援（１及び２の支援と重複するものを除く。）を行う。</u> (3) (略) 4・5 (略) (削る。)	第 2 事業の内容 1・2 (略) 3 特別型 (1) (略) (2) 渇水・高温対策 渇水・高温対策は、<u>渇水・高温対策計画に基づき、農業水利施設（１及び２の対象となるものを除く。）の渇水・高温対策体制の整備を図る事業とする。</u> (3) (略) 4・5 (略) <u>6 省エネルギー化推進型</u> <u>(1) 省エネルギー化推進型は、省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）に基づき、以下のいずれかの農業水利施設の省エネルギー化を図る事業とする。</u> <u>ア 1、2 又は 3 の対象施設</u> <u>イ 直近 12 か月の施設の管理に要する費用（操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料をいう。以下同じ。）及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が 25%以上であった施設管理者が管理する農業水利施設</u> <u>(2) 事業実施期間は、令和 7 年度に限るものとする。</u>

第3 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

第4 計画の策定

1 水利施設管理強化計画

(1) 水利施設管理強化計画（以下「管理強化計画」という。）

は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。

(2) 策定に当たっては、都道府県が事業実施主体の場合にあっては関係市町村及び関係土地改良区等と、市町村が事業実施主体の場合にあっては都道府県及び関係土地改良区等と、地域の農業情勢及び自然的・社会的・経済的状况の変化に対応した施設の管理強化方策をそれぞれ協議するものとする。

(3) 連携管理保全型においては、連携管理保全計画と整合させて、管理強化計画を策定するものとする。

2 管理水準向上計画

管理水準向上型の向上計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、都道府県が事業実施主体の場合にあっては関係市町村及び関係土地改良区等と、市町村が事業実施主体の場合

第3 事業実施主体

1 一般型、連携管理保全型、特別型、管理水準向上型、包括的民間委託推進型

事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

2 省エネルギー化推進型

事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合とする。

第4 水利施設管理強化計画

（新設）

1 管理強化計画は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。

2 策定に当たっては、都道府県が事業実施主体の場合にあっては関係市町村及び関係土地改良区等と、市町村が事業実施主体の場合にあっては都道府県及び関係土地改良区等と、地域の農業情勢及び自然的・社会的・経済的状况の変化に対応した施設の管理強化方策をそれぞれ協議するものとする。

3 連携管理保全型においては、連携管理保全計画と整合させて、管理強化計画を策定するものとする。

第5 管理水準向上計画

管理水準向上型の向上計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、都道府県が事業実施主体の場合にあっては関係市町村及び関係土地改良区等と、市町村が事業実施主体の場合にあっては都道府県及び関係土地改良区等と、管理

にあっては都道府県及び関係土地改良区等と、管理水準の向上に向けた方策をそれぞれ協議するものとする。

3 包括的民間委託推進計画

包括的民間委託推進型の委託推進計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、施設管理者以外が事業実施主体の場合にあっては事業実施主体と施設管理者が施設の包括的民間委託の方策を協議するものとする。

(削る。)

第5 事業の申請

1 (略)

2 特別型

(1) ・ (2) (略)

(3) 特別型のうち渇水・高温対策については、その要否の予見が困難であることに鑑み、緊急の対応が必要な場合に限り、(1) 及び (2) により事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに事業採択申請書を提出していない場合であっても、事業(別表3(2)イに規定する渇水・高温対策のための用水対策に限る。)に着手することができる。

(4) (3)に基づき、特別型の渇水・高温対策を実施しようと

水準の向上に向けた方策をそれぞれ協議するものとする。

第6 包括的民間委託推進計画

包括的民間委託推進型の委託推進計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、施設管理者以外が事業実施主体の場合にあっては事業実施主体と施設管理者が施設の包括的民間委託の方策を協議するものとする。

第7 省エネルギー化推進計画

省エネルギー化推進型の省エネ計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、施設管理者以外が事業実施主体の場合にあっては事業実施主体と施設管理者が施設の省エネルギー化の方策を協議するものとする。

第8 事業の申請

1 (略)

2 特別型

(1) ・ (2) (略)

(新設)

(新設)

する市町村長にあっては、渇水・高温対策計画を添付した事業採択申請書及び交付決定前着手届を都道府県知事に提出するものとする。

- (5) 都道府県知事は、市町村長から(4)の申請があったとき又は都道府県が(3)に基づく当該事業を実施しようとするときは、渇水・高温対策計画を添付した事業採択申請書及び交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

3・4 (略)
(削る。)

第6 事業の採択

- 1 地方農政局長等は、第5の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。
- 2 市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施を申請した市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

(新設)

3・4 (略)

5 省エネルギー化推進型

- (1) 省エネルギー化推進型を実施しようとする土地改良区等にあっては、省エネ計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、省エネルギー化推進型を実施しようとする市町村長、土地改良区若しくは土地改良区連合から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、遅滞なく省エネ計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

第9 事業の採択

- 1 地方農政局長等は、第8の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。
- 2 市町村又は土地改良区等の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施を申請した市町村長又は土地改良区等へ採択の決定を通知するものとする。

第7 計画の変更

1 一般型及び連携管理保全型

(1) 管理強化計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第4の1の手続に準じて変更を行うものとする。

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 管理水準向上型

(1) 向上計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第4の2の手続に準じて変更を行うものとする。

(2)・(3) (略)

4 包括的民間委託推進型

(1) 委託推進計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第4の3の手続に準じて変更を行うものとする。

(2)・(3) (略)

(削る。)

第8 補 助

1 国は、別表1に掲げる一般型の事業費、別表2に掲げる連携

第10 計画の変更

1 一般型及び連携管理保全型

(1) 管理強化計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第4の手続に準じて変更を行うものとする。

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 管理水準向上型

(1) 向上計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第5の手続に準じて変更を行うものとする。

(2)・(3) (略)

4 包括的民間委託推進型

(1) 委託推進計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第6の手続に準じて変更を行うものとする。

(2)・(3) (略)

5 省エネルギー化推進型

(1) 省エネ計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第8の手続に準じて変更を行うものとする。

(2) 省エネ計画の変更を行った土地改良区等にあつては、変更後の省エネ計画を都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、省エネ計画の変更を行った市町村長、土地改良区若しくは土地改良区連合から変更後の省エネ計画の提出があつたとき又は都道府県が省エネ計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

第11 補 助

1 国は、別表1に掲げる一般型の事業費、別表2に掲げる連携

管理保全型の事業費、別表 3 に掲げる特別型の事業費、別表 4 に掲げる管理水準向上型の事業費及び別表 5 に掲げる包括的民間委託推進型の事業費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

第 9 報 告

1・2 (略)
(削る。)

第 10 (略)

別表 1

一般型の事業費	
ア	多面的機能の発揮に対応した費用
	管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設（イに掲げる施設を除く。）の管理に要する費用（ <u>操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料をいう。以下同じ。</u> ）に 1.6 分の 0.6 を乗じて得た額を上限とする費用。

管理保全型の事業費、別表 3 に掲げる特別型の事業費、別表 4 に掲げる管理水準向上型の事業費、別表 5 に掲げる包括的民間委託推進型の事業費及び別表 6 に掲げる省エネルギー化推進型の事業費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

第 12 報 告

1・2 (略)

3 省エネルギー化推進型

(1) 土地改良区等は、省エネルギー化推進型を実施したときは、省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1) の規定により市町村長、土地改良区若しくは土地改良区連合から報告を受けたとき又は都道府県が省エネルギー化推進型を実施したときは、省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

第 13 (略)

別表 1

一般型の事業費	
ア	多面的機能の発揮に対応した費用
	管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設（イに掲げる施設を除く。）の管理に要する費用に 1.6 分の 0.6 を乗じて得た額を上限とする費用。

	イ・ウ（略）		イ・ウ（略）
注（略）		注（略）	
別表 2 ～ 5 （略） （削る。）		別表 2 ～ 5 （略） 別表 6	
		省エネルギー化推進型の事業費	
		ア 省エネルギー化及びコスト削減の取組に要する費用	
		省エネ計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化 及びコスト削減の取組に要する費用	
		イ 農業水利施設の管理に要する費用	
		省エネ計画に位置付けられた農業水利施設の管理に要する費 用	

附 則

- この通知は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。
- 令和 8 年度において、この通知による改正後の本要綱第 5 の 2 の（1）及び（2）に基づき、特別型（渇水・高温対策）に関する事業の採択を申請する場合の事業採択申請書の提出期限は、令和 8 年12月末日までとする。
- この通知による改正前の本要綱に基づいて実施している省エネルギー化推進型における実績報告については、なお従前の例による。